



6月使用分から 水道料金が変わります

水道課業務係 ☎0824-73-1197

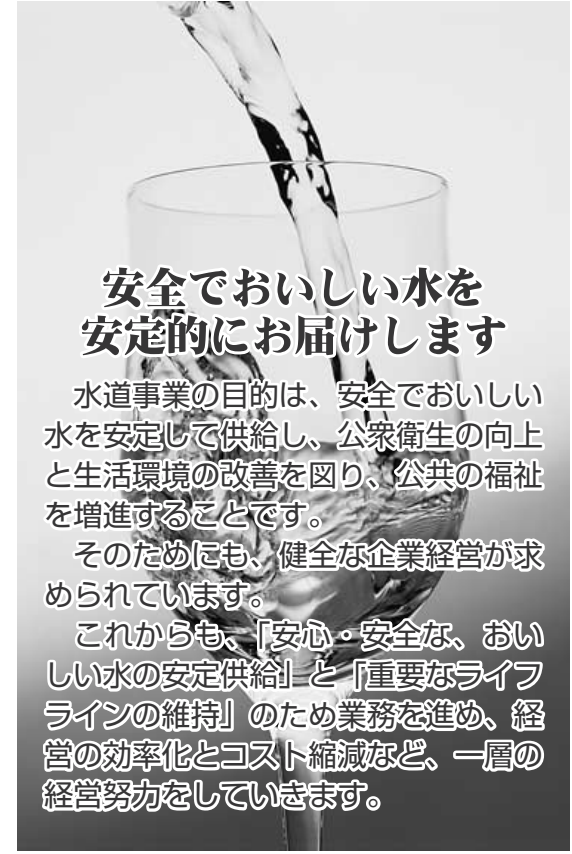
水道事業の経営健全化と市内の水道料金を統一するため、6月使用分から水道料金を改定します。

理由① 水道経営を健全化
本市の上水道事業は、通水を開始してから本年で80年が経過し、給水人口22、104人、水道普及率87・83%になりました。しかし、今日の経済状況や過疎化などにより水需要が低迷し、供給単価と給水原価の逆転現象が生じており、平成19年度から欠損金が見込まれます。
水道事業の経営は独立採算制を建前とし、事業運営に係る経費は、水道料金で賄わなければならないが、不足した財源を補うため約1億円を一般会計から繰り入れていきます。今後の水道財政事情も、施設整備に伴う借入金返済の増加や継続的な経費の負担が見込まれており、このままの状態が進めば、将来の安定した水道水の供給が保障できなくなります。

※給水原価、供給単価とは？
「給水原価」とは、水道水1m³を作る費用のほか、水を配る費用、減価償却費、料金計算、料金収納に必要な費用が含まれます。「供給単価」とは、水道水1m³当りの平均売価です。

◎庄原市上水道事業の、平成18年度の給水原価は253・18円、供給単価は199・56円。
◎庄原市簡易水道事業の、平成18年度の給水原価は415・68円、供給単価は199・30円。

理由② 水道料金を統一
現在の水道料金は、庄原地区上水道、東城地区上水道、簡易水道の3地区でそれぞれ異なっています。特に、庄原地区上水道は、平成7年に料金改定が行われてから13年が経過しています。水道料金の地域差をなくし、利用者の負担を公平にするため、市内全体の水道料金を統一します。



安全でおいしい水を 安定的にお届けします

水道事業の目的は、安全でおいしい水を安定的に供給し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、公共の福祉を増進することです。

そのためにも、健全な企業経営が求められています。

これからも、「安心・安全な、おいしい水の安定供給」と「重要なライフラインの維持」のため業務を進め、経営の効率化とコスト削減など、一層の経営努力をしていきます。

水道料金改定のポイント

- ☆水道料金の単価
※新しい水道料金の単価については、表1「水道料金新旧単価表」をご覧ください。
- ☆適用開始日 6月使用分（8月検針分）から
- ☆平均改定率
◎庄原地区上水道料金 22.6%
◎東城地区上水道料金 ▲6.6%
◎旧町簡易水道使用料 6.2%

例) 改定後の水道料金

【一般家庭で多く使用される口径13mmのメーターを使用し、炊事、洗濯、風呂など、日常の家庭生活で使用する水の量を1カ月平均で20m³とした場合】

◎庄原地区上水道料金(旧料金) 2,656円/20m ³	(新料金)
◎東城地区上水道料金(旧料金) 4,037円/20m ³	【料金統一】
◎旧町簡易水道使用料(旧料金) 3,328円/20m ³	3,360円/20m ³

新料金の計算方法（1カ月で20m³使用した場合）

- 基本料金（8m³まで） **1,260円**
- 超過料金（8m³を越え20m³まで）
1m³当り168円×12m³=**2,016円**
- メーター使用料（口径13mm） **84円**

合計 3,360円

(表1) 水道料金新旧単価表

現在の水道料金			新しい水道料金		
(1) 庄原地区の上水道料金（1カ月当り） (単位：円・銭)					
用途区分	現行		改定後（新料金）		
	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金	
家事用	8m ³ まで	945.00	8m ³ まで	1,260.00	→
業務用	10m ³ まで	1,785.00	10m ³ まで	2,310.00	
工場用	500m ³ まで	63,000.00	500m ³ まで	84,000.00	→
臨時用	1m ³ まで	472.50	1m ³ まで	630.00	
共用	5m ³ まで	735.00	5m ³ まで	840.00	
用途区分	超過料金		超過料金		
	1m ³ 当り単価		1m ³ 当り単価		
家事用	8m ³ を超え20m ³ まで	136.50	8m ³ を超え20m ³ まで	168.00	→
	20m ³ を超え50m ³ まで	157.50	20m ³ を超え50m ³ まで	189.00	
	50m ³ を超えるもの	210.00	50m ³ を超えるもの	231.00	
業務用	10m ³ を超え50m ³ まで	189.00	10m ³ を超え50m ³ まで	231.00	→
	50m ³ を超えるもの	231.00	50m ³ を超えるもの	273.00	
	500m ³ を超えるもの	231.00	500m ³ を超えるもの	273.00	
工場用	500m ³ を超えるもの	231.00	500m ³ を超えるもの	273.00	→
臨時用	1m ³ を超えるもの	472.50	1m ³ を超えるもの	630.00	
共用	5m ³ を超えるもの	136.50	5m ³ を超えるもの	168.00	
(2) 東城地区の上水道料金（1カ月当り） (単位：円・銭)					
用途区分	現行		改定後（新料金）		
	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金	
家事用	8m ³ まで	1,443.75	8m ³ まで	1,260.00	→
業務用	10m ³ まで	2,404.50	10m ³ まで	2,310.00	
工場用	—	—	500m ³ まで	84,000.00	→
臨時用	10m ³ まで	3,202.50	1m ³ まで	630.00	
共用	8m ³ まで	210.00	5m ³ まで	840.00	
用途区分	超過料金		超過料金		
	1m ³ 当り単価		1m ³ 当り単価		
家事用	8m ³ を超えるもの	210.00	8m ³ を超え20m ³ まで	168.00	→
業務用	10m ³ を超えるもの	278.25	20m ³ を超え50m ³ まで	189.00	
			50m ³ を超えるもの	231.00	
工場用	—	—	10m ³ を超え50m ³ まで	231.00	→
臨時用	10m ³ を超えるもの	357.00	50m ³ を超えるもの	273.00	
共用	8m ³ を超えるもの	210.00	500m ³ を超えるもの	273.00	
(3) 簡易水道使用料（1カ月当り） (単位：円・銭)					
用途区分	現行		改定後（新料金）		
	基本水量	基本料金	基本水量	基本料金	
家事用	10m ³ まで	1,680.00	8m ³ まで	1,260.00	→
業務用	20m ³ まで	3,570.00	10m ³ まで	2,310.00	
工場用	100m ³ まで	13,650.00	500m ³ まで	84,000.00	→
臨時用	1m ³ まで	315.00	1m ³ まで	630.00	
共用	10m ³ まで	1,575.00	5m ³ まで	840.00	
用途区分	超過料金		超過料金		
	1m ³ 当り単価		1m ³ 当り単価		
家事用	10m ³ を超えるもの	157.50	8m ³ を超え20m ³ まで	168.00	→
業務用	20m ³ を超え50m ³ まで	178.50	20m ³ を超え50m ³ まで	189.00	
			50m ³ を超えるもの	231.00	
工場用	100m ³ を超えるもの	189.00	10m ³ を超え50m ³ まで	231.00	→
臨時用	1m ³ を超えるもの	315.00	50m ³ を超えるもの	273.00	
共用	10m ³ を超えるもの	157.50	500m ³ を超えるもの	273.00	
(4) メーター使用料（庄原上水道・東城上水道・簡易水道【共通】の1カ月当りの使用料） (単位：円・銭)					
口径区分		現行料金	口径区分		新料金
口径13mm		73.50	口径13mm		84.00
口径20mm		147.00	口径20mm		147.00
口径25mm		157.50	口径25mm		168.00
口径30mm		199.50	口径30mm		210.00
口径40mm		294.00	口径40mm		294.00
口径50mm以上		1,155.00	口径50mm以上		1,155.00

備考 1 家事用とは、一般家庭の家事用に使用するもの並びに業務用、工場用、臨時用および共用以外の用に使用するもの。
2 業務用とは、会社、事業所、官公署、学校などの業務のため使用するもの。ただし、家事併用で使用するものを含み、水が必要としない業種を除く。
3 工場用とは、製造および加工などに常時多量に水を使用するもので、管理者が認めたもの。
4 臨時用とは、各種工事現場その他一時的に使用するもの。
5 共用とは、共同給水装置を使用して家事用に使用するもの、または公衆の用に使用するもの。